インボイス制度の
ルールが変わる！

令和5年度、4つの改正ポイント

1 消費税の納税額の計算方法に2割特例を追加

免税事業者からインボイス制度に登録した事業者対象　3年間の経過措置

▶概要

「売上時に預かった消費税×20%」を消費税の納税額とするもの。これまでは原則課税、簡易課税の2つの計算方法から選択していましたが、新たに第3の選択肢が加わります。

▶適用期間

・法人：2023年10月1日から2026年9月30日の属する事業年度（課税期間）
・個人事業主：2023年10月～12月の申告から2026年分の申告

▶主な要件

・免税事業者からインボイス制度に登録した事業者
・基準期間（前々事業年度）の課税売上高1,000万円以下
・新設法人については資本金1,000万円未満

詳細はP.26

2023

2 税込1万円未満の課税仕入は領収書や請求書の保存不要に（少額特例）

主に中小事業者対象　6年間の経過措置

▶概要

改正前のインボイス制度では、仕入税額控除を受けるには、税込3万円未満の交通費等を除いて、適格請求書等の保存が必要でした。ところが、改正により、中小事業者は税込1万円未満であれば、帳簿のみの保存で仕入税額控除を受けられるようになりました。よって、税込1万円未満の適格請求書の保存は不要になります。

▶適用期間

・2023年10月1日から2029年9月30日まで

▶主な要件

・基準期間（前々事業年度）の課税売上高1億円以下、または特定期間（前事業年度の上半期）の課税売上高5,000万円以下

詳細はP.48

令和5年度税制改正により、インボイス制度のルールが変わります。詳しくは本文で説明しますが、主な以下の4点が変更となります。小規模事業者や中小企業の税負担、事務負担の軽減が中心となっています。

4 POINT

3 税込1万円未満の適格返還請求書が不要に

全事業者対象　無期限

▶概要

インボイス制度では、返品への対応や値引き・割戻しを行う際には、適格返還請求書（返還インボイス）を発行しますが、その金額が税込1万円未満の場合には、発行が不要となりました。改正により、振込手数料相当額を売上値引きとして処理しているような場合の事務負担が軽減されます。

▶適用期間

・2023年10月1日から無期限

▶主な要件

なし

詳細はP.126

4 インボイス制度への登録申請・取り消しの期限等の変更

開始後の登録申請は免税事業者、それ以外は全事業者対象

▶概要

●インボイス制度開始前の登録申請について

改正前はインボイス制度への登録申請が2023年4月1日以降になった場合、2023年10月1日から適格請求書発行事業者になるためには、遅れた事情を登録申請書に記載する必要がありましたが、改正により記載が不要となりました。

●インボイス制度開始後の登録申請について

2023年10月2日以降に免税事業者がインボイス制度への登録申請をして、課税期間の初日から適格請求書発行事業者になる場合、改正前は課税期間の初日の前日から1カ月前までに申請書の提出が必要でしたが、改正により「15日前まで」に変更となりました。同様に適格請求書発行事業者の登録を取りやめる場合の提出期限も変更になっています。

書類の種類	提出期限	
	改正前	改正後
適格請求書発行事業者の登録申請書	課税期間の初日の前日から起算して1カ月前まで	課税期間の初日から起算して15日前まで 詳細はP.72
適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書	提出する課税期間の末日から起算して30日前の日の前日まで	取り消したい課税期間の初日から起算して15日前まで 詳細はP.78

I.インボイス制度早わかりQ&A

Q1 インボイス制度とは?

2023年10月1日からスタートする、事業者が納める**消費税額の計算に関する新たなルール**です。消費税の納税額の計算は「売上時に預かった消費税－仕入や経費で支払った消費税」(原則課税)が原則ですが、受け取った請求書や領収書が**インボイス(＝適格請求書等)**でないと、その分の消費税を差し引けなく(仕入税額控除を受けられなく)なります。

Q2 インボイス(＝適格請求書等)とは?

従来の請求書や領収書に**「登録番号」**や**「税率ごとに区分した消費税額」**などを記載したものです。登録番号をもらうには、国税庁に**インボイス制度への登録申請**をして「適格請求書発行事業者」になる必要があります。

▶インボイス制度の登録申請・開始スケジュール

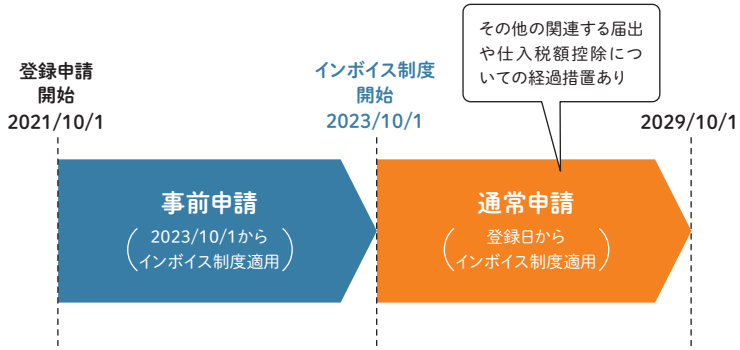

Q3 どんな事業者もインボイス制度への登録が必要?

いいえ、任意です。選択している消費税額の計算方法や取引先との関係性などによって、登録しないほうがトクな事業者もいます。ただし、**個人事業主も含め、登録しないと不利益を被る事業者のほうが多いと予想されます。**

Q4 受け取った請求書や領収書が適格請求書の要件を満たしていないとどうなる?

原則課税(Q1参照)を採用している場合、適格請求書でないと仕入税額控除を受けられなくなるため、**納税額がその分増えます。**一方、簡易課税(P.24)を選択している事業者や免税事業者(P.20)は影響を受けません。

Q5 発行した請求書や領収書が適格請求書の要件を満たしていないとどうなる?

Q4のとおり、請求書を受け取る側(売上先)が原則課税を採用している場合、消費税の納税額が増えることになるため、**取引を打ち切られる**可能性があります。

制度を理解して、登録申請すべきかどうかの判断が大切!

Contents

【巻頭】
- インボイス制度のルールが変わる! 令和5年度、4つの改正ポイント ……2
- Ⅰ.インボイス制度早わかりQ&A ……4
- Ⅱ.インボイス制度「登録」判定シート ……6

Part 1 誰がどのように納めている?
インボイス制度の基礎となる消費税の仕組み ……15

001 インボイス制度を知る前に必要な消費税の基本知識 ……16
002 消費者はじつは消費税を納税していない ……18
003 消費税の納税義務は前々年度と特定期間の課税売上高で判断する ……20
004 新規開業者の原則1年目は届け出なければ免税事業者となる ……22
005 消費税の納税額の計算方法は「原則課税」「簡易課税」から選択 ……24
改正 006 新規課税事業者については納税額軽減措置「2割特例」の選択も ……26
007 現在の請求書・領収書の形式は2023年9月で終了する ……28
Column 輸出入品の消費税について ……30

Part 2 新ルールで何が変わる?
押さえておきたいインボイス制度の基本 ……31

008 仕入税額控除の新ルール インボイス制度 ……32
009 インボイス制度の請求書には3つのタイプがある ……34
010 インボイス制度の登録申請を「する」「しない」は事業者の任意 ……36
011 インボイス発行事業者になると国税庁のサイトに登録・公表される ……38
012 免税事業者からの仕入は事業者の納める消費税額が増える ……40
013 免税事業者のままだと取引を打ち切られる可能性大 ……42
014 飲食店やタクシー等の領収書も“適格”でなければ控除できない ……44
015 仕入税額控除に適格請求書や適格簡易請求書が不要なケース ……46
改正 016 税込1万円未満の課税仕入では適格請求書が不要になる経過措置あり ……48
017 農協、漁協、森林組合はインボイス制度の対象外 ……50
改正 018 インボイス制度の開始スケジュールと必要な準備 ……52
Column 加速化する電子インボイスへの流れ ……54

Part 3 Q&Aでわかる
インボイス制度への対応の判断ポイント ……55

019 免税事業者が“適格”になると消費税の納税義務はいつから発生? ……56
020 適格請求書発行事業者の申請をしないほうがいい事業者もいる? ……58
021 適格請求書発行事業者は必ず適格請求書を発行しなければならない? ……60
022 受け取った適格請求書が本物かどうかは簡単に確認できる? ……62
023 電子で受け取った適格請求書の保存方法の手間は? ……64
024 クレジットカード払いや請求書のない自動引き落としはどうなる? ……66
025 個人事業主やフリーランスの確定申告にはどんな影響が出る? ……68
Column 白色申告の人はまずは青色申告への移行を ……70

Part 4 必要な書類とルールの理解

適格請求書発行事業者になるための手続き …… 71

改正 026 適格請求書発行事業者の登録方法と提出期限 …… 72
027 「適格請求書発行事業者の登録申請書」の記載ポイント …… 74
028 免税事業者は登録日による“2年しばり”に注意 …… 76
改正 029 免税事業者に戻るときは提出済みの書類で手続きが異なる …… 78
030 簡易課税を選択するなら併せて手続きを行う …… 80
031 個人事業主が旧姓や屋号を公表するには別途手続きが必要 …… 82
032 新規開業者が登録申請をするときの手続きと注意点 …… 84
033 個人事業主が死亡して事業承継したときの手続き …… 86
Column 登録国外事業者はインボイス制度の登録申請不要 …… 88

Part 5 複雑になる事務処理を軽減

簡易課税、2割特例を選択した場合のメリット・デメリット …… 89

改正 034 経理の負担増を避けるなら簡易課税または2割特例を選択する …… 90
改正 035 簡易課税や2割特例は仕入先の免税事業者にもメリット …… 92
036 簡易課税の届出では事業区分がポイントになる …… 94
037 簡易課税の事業区分（みなし仕入率）は国税庁のフローチャートで判断 …… 96
038 一つの事業で複数の事業区分に該当する場合の簡易課税のルール① …… 98
039 一つの事業で複数の事業区分に該当する場合の簡易課税のルール② …… 100
040 多額な設備投資に合わせて簡易課税から原則課税へ戻す選択も …… 102
041 調整対象固定資産等の購入から3年間は簡易課税を選択できない …… 104
改正 042 原則課税で2割特例を適用中の事業者が簡易課税制度へ移行する場合の手続き …… 106
改正 043 課税事業者の個人事業主は「法人成り+2割特例」で節税のチャンス …… 108
Column 税込経理と税抜経理への影響 …… 110

Part 6 原則課税の事業者は特に注意

インボイス制度で変わる経理のルール …… 111

044 適格請求書発行事業者になる経理部門・担当者の心得 …… 112
045 原則課税で仕入税額控除を受けるには発行側も控えの保存が必要に …… 114
046 適格請求書に誤りがあっても受け取り側での修正は認められない …… 116
047 消費税の端数処理のルールが統一される …… 118
048 適格簡易請求書には税込／税抜金額を混在できない …… 120
049 インボイス制度の手間の軽減には電子データによる取引が有効 …… 122
050 適格請求書の扱いに気をつけたい事業者間の立替払いの精算 …… 124
改正 051 返品によって返金する場合は適格返還請求書の発行が必要 …… 126
052 適格請求書と適格返還請求書はひとまとめにしてもOK …… 128
053 税率の異なる商品の一括値引きは適格簡易請求書で処理する …… 130
054 委託販売での適格請求書は販売者の代理交付が認められている …… 132
055 委託販売では代理交付のほかに媒介者交付特例による発行もできる …… 134
056 原則課税の1年間の消費税額の計算は割戻し式、積上げ式の2つから選択 …… 136
057 課税売上割合95%未満の事業者等の仕入税額控除の計算方法 …… 138
Column 不動産賃貸業では簡易課税がお勧めの理由 …… 140

● 索引 …… 141

新規課税事業者については納税額軽減措置「2割特例」の選択も

新たな課税事業者は売上税額の8割を控除

免税事業者がインボイス制度に登録すると、自動的に課税事業者になります。前項のとおり、原則課税と簡易課税のいずれかの方法により、消費税の納税額を計算することになります。

ただし、負担軽減の経過措置として、**売上時に預かった消費税額の２割を納税額とする特例**があります。インボイス制度が開始する**「2023年10月1日から2026年9月30日までの間に、免税事業者がインボイス制度への登録などにより課税事業者になった」「課税期間の２年前＝基準期間**（P.20参照）**の課税売上高が1,000万円以下等」**等の要件をすべて満たす場合は、**売上時に預かった消費税額の２割を納税額**とすることができます。

たとえば、簡易課税で売上800万円、預かり消費税80万円の第5種事業（P.25参照）の場合、80万円－（80万円×みなし仕入率50%）＝40万円が納税額となります。一方、2割特例を適用した場合の納税額は80万円×特例20%＝16万円で済みます。簡単にいってしまえば、みなし仕入率80%の簡易課税と同じです。第1種事業、第2種事業以外は、同特例を適用したほうが納税額を抑えられます。なお、原則課税については、どちらが得になるかはケース次第です。

2割特例の適用を受けるにあたって、**事前の届出は不要**です。申告時に「2割特例の有無」から選択すれば適用されます。簡易課税の届出済みでも問題ありません。なお、同特例を適用できる課税期間は、**法人は前記期間の属する事業年度、個人事業者なら2023年10月～12月の申告から2026年分の申告**までです。

簡易課税と2割特例の納税額の比較例

ケース　小規模事業者：売上800万円／売上時に預かった消費税額80万円

簡易課税			2割特例
第1種事業	80万円－（80万円×みなし仕入率90%）＝納税額8万円	<	80万円×特例20%＝納税額16万円
第2種事業	80万円－（80万円×みなし仕入率80%）＝納税額16万円	=	
第3種事業	80万円－（80万円×みなし仕入率70%）＝納税額24万円	>	
第4種事業	80万円－（80万円×みなし仕入率60%）＝納税額32万円	>	
第5種事業	80万円－（80万円×みなし仕入率50%）＝納税額40万円	>	
第6種事業	80万円－（80万円×みなし仕入率40%）＝納税額48万円	>	

2割特例の対象外になるケース（例）

2割特例を適用できないケース（いずれかに該当）	参照ページ
基準期間または特定期間の課税売上高が1,000万円を超えている	P.20
新設法人の2年目で1年目の前期6ヵ月間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている	P.22
課税事業者選択届出書を提出して2年以内に、原則課税で調整対象固定資産の仕入などを行い、3年が経過していない	P.104
原則課税で高額特定資産の仕入などを行ってから3年が経過していない	

まとめ

- □ 原則課税、簡易課税以外に特例による計算方法がある
- □ 2割特例の事前の届出は不要。申告時に選択

仕入税額控除の新ルール インボイス制度

免税事業者の益税をなくし、増収につなげる

2023年10月から開始するインボイス制度は、正式には「適格請求書等保存方式」といいます。**インボイス制度の登録申請を行った業者が発行する「インボイス（＝適格請求書）」でなければ、「売上時に預かった消費税」から「仕入や経費で支払った消費税」を引くこと（＝仕入税額控除）ができなくなる**というものです。仕入税額控除が行えなければ、その分、消費税の納税額が増えます。とはいえ、課税事業者は登録申請をすれば済む話です。では、狙いはどこにあるかというと、対免税事業者です。

Part1「02」（P.19参照）では、消費者が負担した消費税と事業者が納める消費税額は一致していました。これは「すべての事業者が課税事業者」の場合です。ここに免税事業者（P.20、22参照）が加わると話が違います。免税事業者であっても、売上に消費税を乗せることは認められており、**消費者から預かった消費税は自分の利益（＝益税）**にしていいことになっています。右図でいうと、小売業者が消費者から預かった消費税1万円分がこれに当たります。

一方、免税事業者も、仕入等の際には消費税（7,000円）を支払います。ここで課税事業者であれば「預かった消費税10,000円－仕入等にかかった消費税7,000円」＝3,000円を納税することになりますが、免税事業者では益税となるため、国は3,000円分減収となります。そこで後述するように、インボイス制度では、**免税事業者に不利なルールが仕掛けられていて、免税事業者に課税事業者への転換を促す制度**になっているのです。

免税事業者がいる場合の消費税の負担

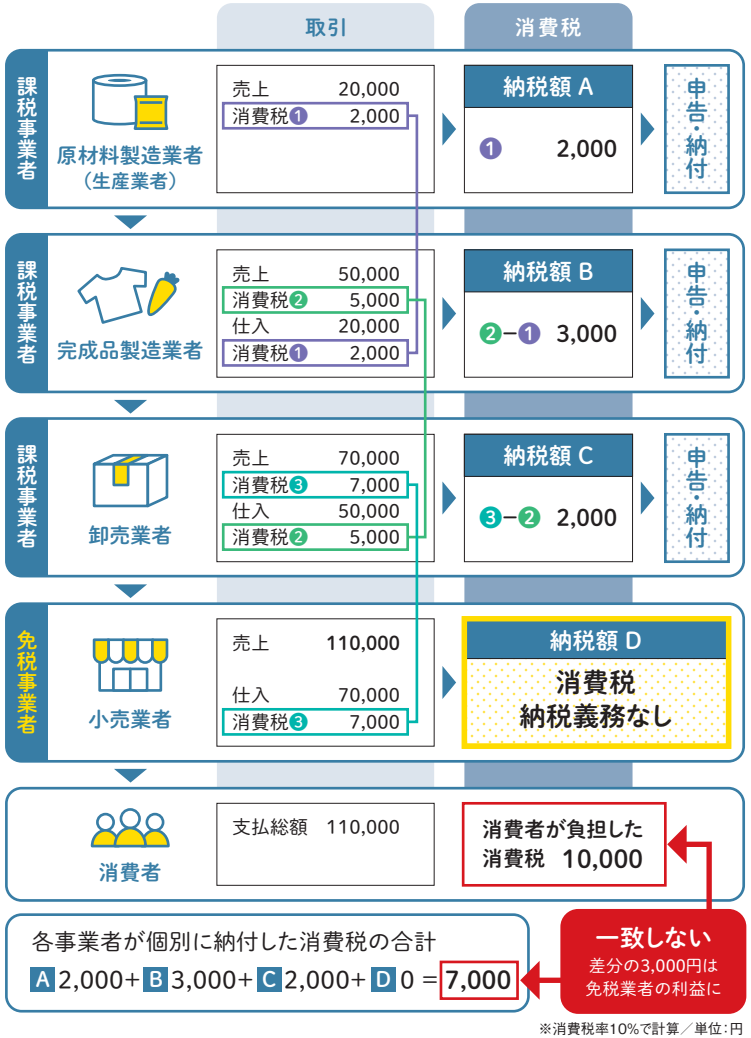

※消費税率10%で計算／単位：円

出典：国税庁サイト「消費税の仕組み」より作成

まとめ

- □ インボイス制度は仕入税額控除の新ルール
- □ 狙いは免税事業者の課税事業者への転換および納税

適格請求書発行事業者の申請をしないほうがいい事業者もいる？

消費税の納税負担と事務手続き増を考慮して判断

売上先（買手）が適格請求書を望むのは、原則課税（P.24 参照）で仕入税額控除を受ける場合に必要だからです。見方を変えれば、売上先が原則課税でないところばかりであれば、売手側が適格請求書発行事業者になる意味はなくなります。

BtoB では、適格請求書を必要とするところが多いでしょう。もちろん、**売上先がすべて簡易課税**（P.24 参照）**を採用していれば、適格請求書発行事業者になる必要はありません。**しかし、原則課税のところが一社でもあれば、その会社との取引は停止になる可能性があります。また、新規顧客を開拓するような場合にも不利になることは否めません。

一方、売上先が一般消費者中心の飲食店や小売店、タクシー業など **BtoC 事業者では、適格請求書発行事業者の登録申請をするかどうかは各事業の実態で判断**します。たとえば、高級レストランや料亭など、会社の接待などで利用されることが多ければ、適格請求書発行事業者になるかどうかの検討が必要です。

逆に同じ飲食店でも、立ち食い蕎麦屋のような業態の場合、適格請求書（適格簡易請求書）を求められることはほとんどないでしょう。さらに免税事業者であれば、むしろ適格請求書発行事業者になると、益税（P.32 参照）を得られなくなるぶん損をします。

このように登録申請をするか否かは、**適格請求書を発行できない場合にどれくらい売上や利益に影響するかを中心に、経理作業の負担や将来展望なども考え合わせて判断**しましょう。

「適格請求書発行事業者に登録するメリット」判定チャート

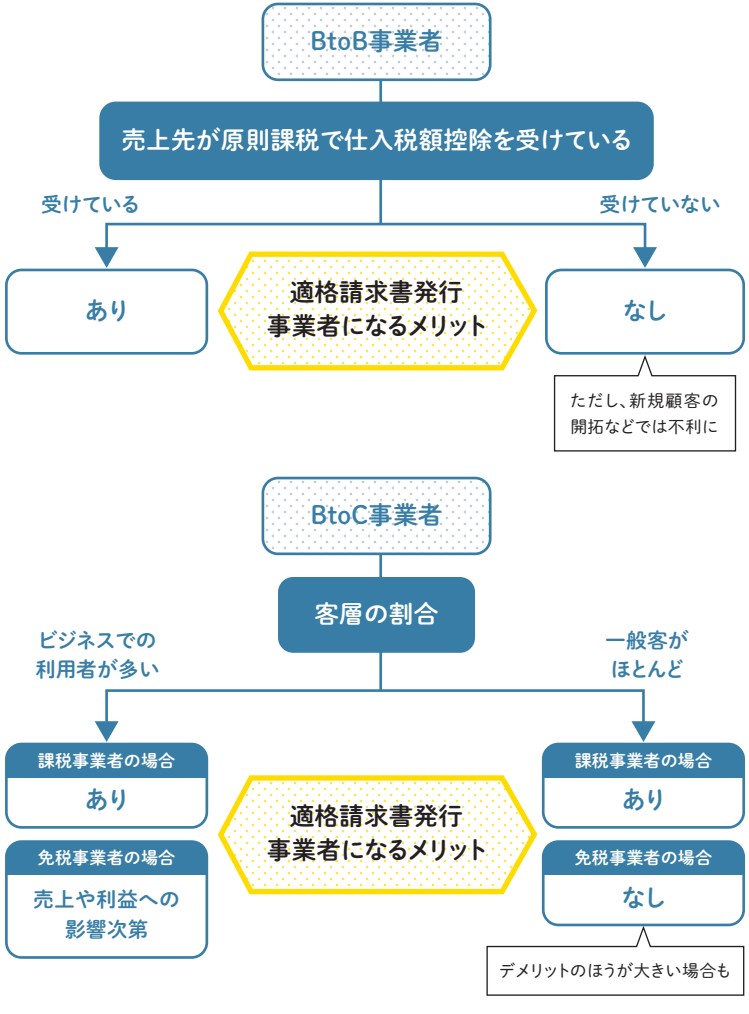

まとめ

- □ 取引先がBtoBか、BtoCかで判断が分かれる
- □ 免税事業者は益税がなくなり消費税の納税義務が発生する

個人事業主が旧姓や屋号を公表するには別途手続きが必要

「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出

適格請求書発行事業者になると、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で公表されます（P.38 参照）。登録番号で検索すると、該当の適格請求書発行事業者が表示され、登録番号が偽造されたものでないか確認できるようになっています。

個人事業主の場合、原則として公表されるのは「①氏名」「②登録番号」「③登録年月日」「④登録取消（失効）年月日」の４項目です。氏名は本名（戸籍上の名前）が掲載されるため、普段、旧姓や通称、屋号やペンネームなどで仕事をしていると、取引先が登録番号で検索しても、本人かどうか確認できないケースも出てきます。

そのため、**旧姓**で仕事をしている人や**外国人で通称**を使用している人は、氏名に代えて旧姓（旧氏）や通称を公表する、あるいは氏名と併記することができます。また、**屋号**や**ペンネーム**については、氏名に代えることはできませんが、併記はできます。

手続きは簡単です。**「適格請求書発行事業者の登録申請書」のほかに、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出**するだけです。両者を一緒に提出しても、後から単独で提出しても構いません（e-Tax による申請も同様）。いったん追加で公表した情報を取り消す場合も、この申出書で申請します。

なお、公表できる通称と旧姓は住民票に併記されているものに限られるため、**用紙で申請する場合は、公表する情報が記載されている住民票を併せて提出**する必要があります。e-Tax から申請する場合は不要です。

適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書の書き方

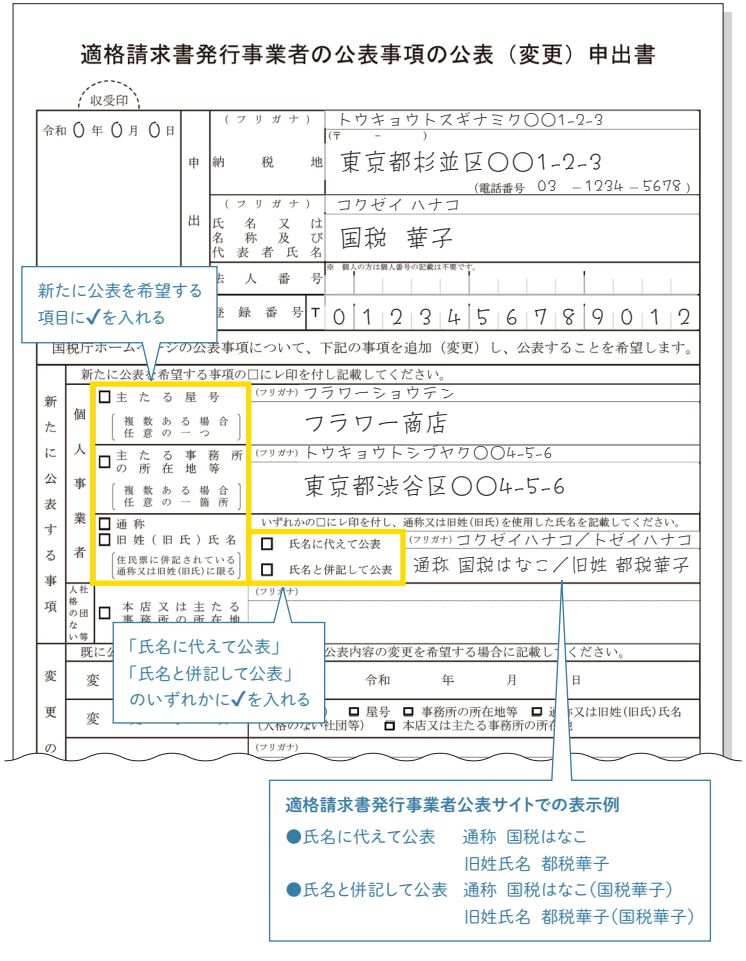

まとめ

- □ 旧姓や通称、屋号などの公表も可能
- □ 公表事項の変更や追加には届出が必要

簡易課税の事業区分(みなし仕入率)は国税庁のフローチャートで判断

事業区分によってみなし仕入率が異なる

前項で、6つの事業区分の基本的な考え方を整理しましたが、これだけでは、自分の事業がどれに該当するのか確信を持てない人も多いでしょう。そんなときに役立つのが、国税庁のサイトにあるフローチャート（右図）です。

みなし仕入率は、第1種事業の90%から第6種事業の40%（P.95参照）まで開きがあるため、少しでも有利な事業区分に分類したいところでしょう。とはいえ、**税務調査などの際には事業の実態で判断されるため、ごまかしは利きません。**故意でなくても見過ごされることはあり得ませんので、正しく自己判定することが大事です。

たとえば、フリーのカメラマンだとしたら、「商品の譲渡か？」はNO、「事業のために供していた固定資産等の譲渡か？」もNO、続く日本標準産業分類についての問いは専門・技術サービス業にあたるため、NO、YESと進み、「飲食サービス業に該当するか？」はNOですから第5種事業に該当します。

なお、「購入した商品の性質または形状を変更したか？」については、商標やネームの添付または表示、単体で販売している商品を複数詰め合わせる、液状等の商品を販売容器に小分けする、ガラスやそのほかの商品を販売のために行う裁断などは含まれません。

事業区分は原則取引ごとに判定されます。そのため、**一般的な事業区分としては一つでも、取引単位で事業区分が異なるケースも出てきます。**詳しくは次項で説明しますが、実際にどのような取引を行っているか洗い出し、それぞれの事業区分を判定してみましょう。

簡易課税の「事業区分」判定フローチャート

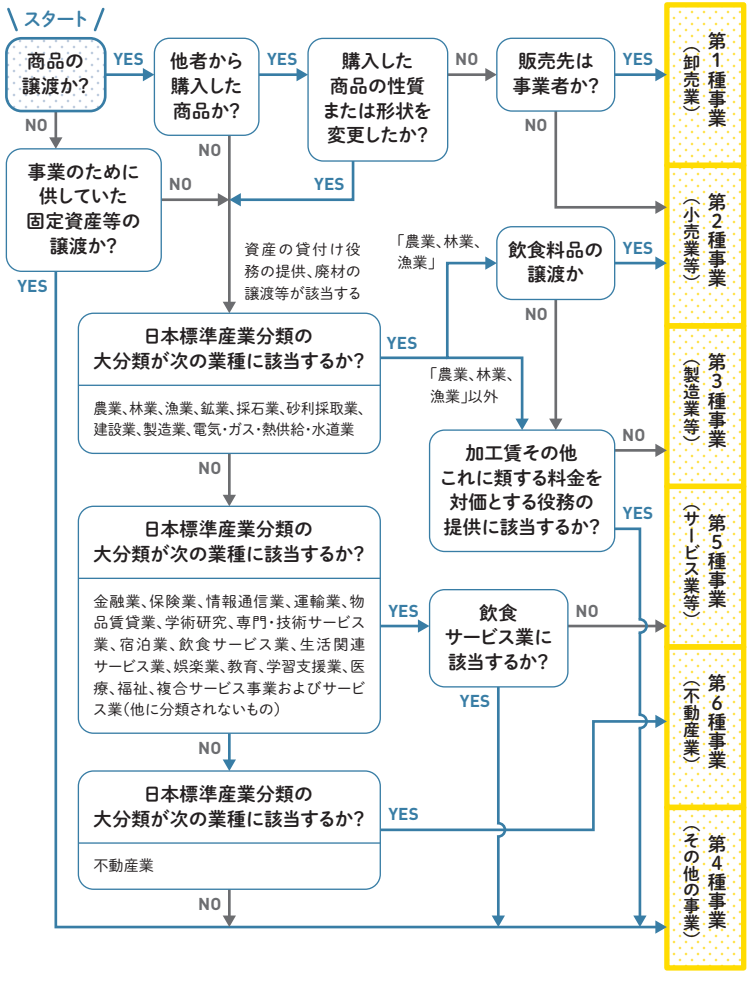

※1 日本標準産業分類:https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html ※2 飲食サービス業のうち、持ち帰り・配達飲食サービス業に該当するものについては、その業態等により第2種事業または第3種事業に該当するものがある ※3 課税資産の譲渡等からは輸出免税等の適用により消費税が免除されるものを除く ※4 固定資産等とは、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産のほかゴルフ場利用株式等のこと

まとめ

- □ 事業区分は取引の実態で判断する
- □ うっかりミスでも見逃されることはない

適格請求書発行事業者になる経理部門・担当者の心得

経理部門主導で社内にインボイス制度のルールを徹底させる

インボイス制度の導入で経理部門の作業量は増加します。受け取った請求書や領収書が適格請求書の要件を満たしているかどうかの確認や、経費精算で提出されるレシート等も、適格請求書とそうではないものを分類する必要があります。会計ソフトへの入力時も、適格請求書発行事業者と免税事業者を区別しなければなりません。

こうした負担軽減のために経理部門・担当者が心がけておくべきことは大きく2点です。一つは**適格請求書の発行の不備で売上先に迷惑をかけないこと**。もう一つは原則課税の場合に、**受け取った適格請求書の不備に気づかずに仕入税額控除を受けられない（二重課税になる）ことがないようにすること**です。

また、仕入先などから直接請求書をもらう立場の社員にも、インボイス制度の正しい知識がないと、仕入税額控除に必要な書類が経理に上がってこないことも考えられます。**経理部門が主導して購買・仕入部門の担当者にインボイス制度のルールを指導し、徹底させる**必要があるでしょう。**一般社員の経費精算**についても同様です。

なお、2023年10月1日以降に適格請求書発行事業者の登録申請をした場合、登録日と通知が届くまでに時間差が生まれる可能性があります。その間に発行した請求書等については、登録日にさかのぼって登録番号などの不足情報を相手先に通知しなければなりません。

反対にインボイス制度開始前（2023年9月30日まで）に登録番号が通知されている場合、適格請求書発行事業者であることの周知のために、事前に請求書などに登録番号を記載するのは構いません。

経理部門が社内周知を図らないと対応できない

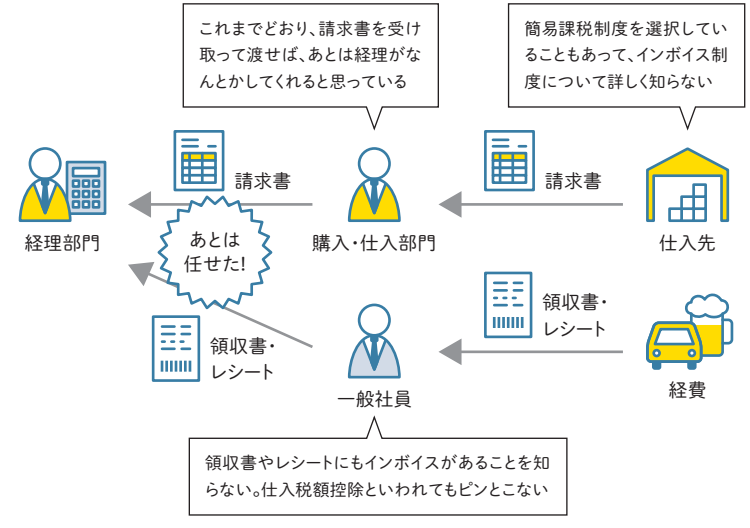

インボイス制度開始後に適格請求書発行事業者の登録申請をした場合

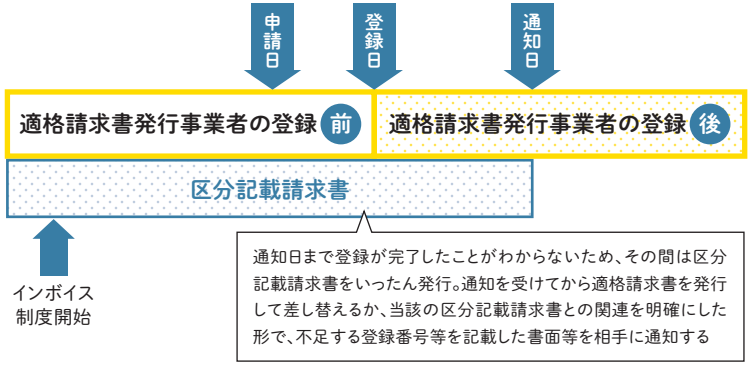

まとめ

- □ 仕入税額控除の要件が複雑になり、経理の負担が増える
- □ 通知までのタイムラグは登録日に遡ってインボイス発行